

○としまスタートアップオフィス条例施行規則

平成29年3月31日

規則第49号

改正 令和2年10月6日規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、としまスタートアップオフィス条例（平成29年豊島区条例第20号。以下「条例」という。）第7条第2項、第3項及び第4項、第8条第4号、第10条第2項、第12条第1項、第16条第3号、第17条第1項並びに第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(オフィスの公募方法)

第2条 条例第7条第1項の規定による公募は、区の広報紙への掲載その他適宜の方法により行うものとする。

2 前項の規定により掲載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該募集を行う旨
- (2) オフィスの概要
- (3) オフィスを利用するために必要な手続
- (4) 当該募集の定員
- (5) 当該募集の期間
- (6) その他区長が必要と認める事項

(オフィスの利用の申請)

第3条 条例第7条第3項の規定による申請（以下「利用申請」という。）は、オフィス利用申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第8条各号に掲げる要件を備える者であることを証する書類
- (2) 事業税及び住民税に係る納税証明書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(オフィスの利用の承認)

第4条 条例第7条第4項の規定による審査は、書類審査並びにそれを通過した者に対する面接審査及び総合審査により行うものとし、その基準及び方法は別に定める。

2 オフィスの利用を承認したときは、オフィス利用承認通知書（別記第2号様式）を、オフィスの利用補欠者とするときは、オフィス利用補欠者決定通知書（別記第3号様式）を、オフィスの利用を承認しないときは、オフィス利用不承認通知書（別記第4号

様式)をそれぞれ交付する。

(令2規則75・一部改正)

(オフィスの利用申請者の要件)

第5条 条例第8条第4号に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業税、都道府県民税及び市町村民税(特別区民税を含む。)を滞納していないこと。
- (2) オフィスの使用料の支払能力があること。
- (3) 反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないこと。

(オフィスの利用期間の延長)

第6条 条例第10条第2項の規定によりオフィスの利用期間の延長を希望する者は、オフィス利用期間延長申請書(別記第5号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 オフィスの利用期間の延長の申請(以下「延長申請」という。)は、利用期間満了日の6月前までにしなければならない。
- 3 区長は、延長申請に際し、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 区長は、利用承認期間にあっても、随時、事業計画の進捗状況を確認することができる。
- 5 区長は、延長申請の承認をしたときはオフィス利用期間延長承認通知書(別記第6号様式)により、延長申請の承認をしないときはオフィス利用期間延長不承認通知書(別記第7号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(令2規則75・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 条例第12条の規定によるオフィスの使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者が自己の責めに帰すことができない理由によりオフィスを利用できないとき
利用者が利用できない期間に係る使用料の額の減額又は免除
 - (2) その他区長が特に必要があると認めるとき 区長が必要と認める額の減額又は免除
- 2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、オフィス使用料減額・免除申請書(別記第8号様式)を区長に提出し、その承認を受けるものとする。
 - 3 区長は、前項の申請に対し同項の決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、

オフィス使用料減額免除承認・不承認通知書（別記第9号様式）を、交付するものとする。

4 区長は、第2項の申請に際し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（令2規則75・一部改正）

（使用料の還付）

第8条 条例第13条の規定による使用料の返還を受けようとする者は、オフィス使用料返還申請書（第10号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請に対し決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、オフィス使用料返還承認・不承認通知書（別記第11号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定による承認を行った場合における使用料の返還額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条のただし書に該当するとき 利用者が利用できなくなった期間に係る使用料（既に納められた使用料に限る。次号において同じ。）の額

(2) 利用者が自己の責めに帰すことができない理由によりオフィスを利用できなくなったとき 利用者が利用できなくなった期間に係る使用料の額

(3) その他区長が必要と認めるとき 区長が相当と認めた額

（許可事項）

第9条 条例第16条第3号に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 事業所形態の変更（法人化等）

(2) オフィスの利用人数の変更

(3) 前2号に掲げる事由のほか、区長が必要と認める事由

2 条例第16条の規定による区長の許可を受けようとする者は、オフィス利用者事業計画変更等許可申請書（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請に対し許可を行ったときは、当該申請を行った者に対し、オフィス利用者事業計画変更等許可・不許可通知書（別記第13号様式）を交付するものとする。

（届出事項）

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、その事由が生じた日から14日以内にオフィス利用者住所氏名等変更届出書（別記第14号様式）により区長に届け出なければならない。

2 条例第17条第1項に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) オフィス利用者の氏名の変更
- (2) オフィス利用者の住所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）の変更
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、区長が必要と認める事由

3 条例第17条第2項の規定による届出は、オフィスの利用を終了しようとする日の3月前までにオフィス利用終了届出書（別記第15号様式）により区長に届け出なければならない。

（利用承認の取消し）

第11条 区長は、条例第18条第1項の規定により、オフィスの利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、オフィス利用承認取消・制限・停止通知書（別記第16号様式）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月6日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用申請書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所

氏 名 印

電 話

メールアドレス

緊急連絡先

〔法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名〕

次のとおり、としまスタートアップオフィスの利用を申請します。

記

1 利用する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 添付書類

(1) 個人の場合

- 事業計画書 住民票の写し 直近の事業税納税証明書
直近の所得税確定申告書の写し 直近の個人住民税納税証明書
その他()

(2) 法人の場合

- 事業計画書 定款 登記簿謄本
直近の決算書 直近の法人事業税納税証明書
直近の法人都民税納税証明書
その他()

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用承認通知書

様

豊島区長 印

年 月 日付のとしまスタートアップオフィスの利用申請について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 利用する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用料

円

別記第3号様式(第4条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用補欠者決定通知書

様

豊島区長 印

年 月 日付のとしまスタートアップオフィスの利用申請について、下記のとおり、利用補欠者として決定したので通知します。

記

1 補欠順位

第 番

2 補欠順位の有効期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(注意)

あなたが使用者になるためには、使用者又は補欠者のうちあなたより上位の者が辞退等によりオフィスの使用をしないこととなったときです。

別記第4号様式(第4条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用不承認通知書

様

豊 島 区 長

年 月 日付のとしまスタートアップオフィスの利用申請について、下記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

1 不承認の理由

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用期間延長申請書

豊島区長

申請者住所

氏名 印

電話

メールアドレス

緊急連絡先

（法人にあつては、所在地、
名称および代表者氏名）

としまスタートアップオフィスの利用期間を延長したいので、下記のとおり申請
します。

記

1 承認済利用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 延長期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 延長を希望する理由

別記第6号様式(第6条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用期間延長承認通知書

様

豊 島 区 長

年 月 付で申請のあったとしまスタートアップオフィスの利用期間の延長について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 延長期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第7号様式(第6条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用期間延長不承認通知書

様

豊 島 区 長

年 月 付で申請のあったとしまスタートアップオフィスの利用期間の延長について、下記の理由により承認しないことを決定したので通知します。

記

1 不承認の理由

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第8号様式(第7条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス使用料減額・免除申請書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所

氏 名 印

電 話

メールアドレス

緊急連絡先

〔法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名〕

としまスタートアップオフィスの使用料の減額・免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 減額・免除期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 申請理由

別記第9号様式(第7条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス使用料減額免除承認・不承認通知書

様

豊 島 区 長

年 月 付で申請のあったとしまスタートアップオフィスの使用料返還申請について、下記のとおり承認(する・しない)ことと決定したので通知します。

記

1 減額・免除をする期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 減額・免除後の額

円

3 決定の理由

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第10号様式(第8条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス使用料返還申請書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所

氏 名 印

電 話

メールアドレス

緊急連絡先

〔法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名〕

としまスタートアップオフィスの使用料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用承認を受けた年月日
年 月 日

2 還付を受ける金額 円

3 還付を希望する理由

別記第11号様式(第8条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス使用料返還承認・不承認通知書

様

豊 島 区 長

年 月 付で申請のあったとしまスタートアップオフィスの使用料返還申請について、下記のとおり承認(する・しない)ことと決定したので通知します。

記

1 対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 返還金額

円

(内訳)

3 決定理由

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第12号様式(第9条関係)

年 月 日

オフィス利用者事業計画変更等許可申請書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所
氏 名 印
電 話
(法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名)

年 月 日付で、下記の事項を変更等したいので、申請します。

記

1 申請内容

- ① 変更 【事業計画・事業形態(法人化等)・オフィスの利用人数・その他】
- ② 1か月以上オフィスを利用しない。

2 変更の場合

変 更 前		変 更 後	
変更理由			

3 1か月以上オフィスを利用しない場合

利用しない理由							
利用しない期間	年	月	日	～	年	月	日

別記第13号様式(第9条関係)

年 月 日

オフィス利用者事業計画変更等許可・不許可通知書

様

豊 島 区 長 印

年 月 日付のオフィス利用者事業計画変更等許可申請について、下記のとおり許可(する・しない)ことを決定したので通知します。

記

1 許可する

① 変更 【事業計画・事業形態(法人化等)・オフィスの利用人数・その他】

変 更 前	変 更 後

② 1か月以上オフィスを利用しない。

利用しない期間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

2 許可しない

理由

別記第14号様式(第10条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用者住所氏名等変更届出書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所

氏 名

印

電 話

(法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名)

年 月 日付で、下記の事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請内容

- ① 氏名(法人の場合、その名称)
- ② 住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)
- ③ 代表者の氏名(法人の場合)
- ④ その他 ()

2 変更前

3 変更後

別記第15号様式(第10条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用終了届出書

豊 島 区 長

申 請 者 住 所

氏 名

印

電 話

〔法人にあつては、所在地、名称
および代表者氏名〕

年 月 付で利用承認を受けたとしまスタートアップオフィスにつ
いて、利用を終了したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 終了予定年月日

年 月 日

2 利用承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 終了理由

別記第16号様式(第11条関係)

年 月 日

としまスタートアップオフィス利用取消・制限・停止通知書

様

豊 島 区 長

としまスタートアップオフィス条例第18条第1項の規定により、下記のとおり利用承認を取消し・制限・停止したので通知します。

記

1 取消し・制限・停止する理由

2 制限の内容

(注意)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式 (第3条関係)

別記第2号様式 (第4条関係)

別記第3号様式 (第4条関係)

別記第4号様式 (第4条関係)

別記第5号様式 (第6条関係)

(令2規則75・全改)

別記第6号様式 (第6条関係)

別記第7号様式 (第6条関係)

別記第8号様式 (第7条関係)

別記第9号様式 (第7条関係)

別記第10号様式 (第8条関係)

別記第11号様式 (第8条関係)

別記第12号様式 (第9条関係)

別記第13号様式 (第9条関係)

別記第14号様式 (第10条関係)

別記第15号様式 (第10条関係)

別記第16号様式 (第11条関係)